



三原基署発 0617 第 1 号
令和 8 年 6 月 17 日

造船業事業者 各位

三原労働基準監督署長



造船業における労災かくしの排除について（要請）

平素より、労働行政の円滑な運営、とりわけ労働災害防止活動につきまして、格別のご協力を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法は、労働者が労働災害等により休業や死亡された場合は、所轄の労働基準監督署への報告を事業者が義務付けているところですが、報告を怠ったり、虚偽の報告を行ったりする事業場が横行したことから、厚生労働省では、平成 3 年 12 月 5 日付け基発第 687 号「いわゆる労災かくしの排除について」、平成 13 年 2 月 8 日付け基発第 58 号「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」、平成 20 年 10 月 1 日付け 10 月 1 日付け基発第 035001 号『『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について』と 3 度にわたり「労災かくし」の排除対策を推進してきたところです。

こうした対策にもかかわらず、昨年度より当署管内の造船業事業者における「労災かくし」が立て続けに発生しており、先日も労働安全衛生法第 100 条第 1 項、同法施行規則第 97 条第 1 項違反で、広島地方検察庁に書類送検を行っております。

「労災かくし」は、労働災害を発生させた当該事業場における同種災害の再発防止対策を講じる機会を逸するだけでなく、被災者が本来受けるべき補償を迅速に受けることができなくなる等、労災補償の面でも弊害が出ることとなります。

また、労働災害の発生状況が正確に把握できなくなることにより、労働基準行政の重点施策である労働災害防止対策の推進を大きく阻害することとなることから、「労災かくし」が発覚した際は、司法処分を行う等厳正に対処することとしております。

つきましては、「労災かくし」事案が発生することのないよう別添リーフレットにより、貴事業場及び構内請負事業者等の関係者に対し、「労災かくし」の排除に係る周知・啓発にご協力いただきますようお願い申し上げます。

「労災かくし」は犯罪です

1. 「労災かくし」とは

「労災かくし」とは、事業者が労働災害の発生を隠すため、労働基準監督署に対し、労働者傷病報告を

- (1) 故意に提出しないこと
- (2) 虚偽の内容を記載して提出すること

をいいます。



労働者死傷病報告
(厚生労働省HP)

2. 「労災かくし」をするとどうなるか

「労災かくし」が行われると

- (1) 被災者が本来受けるべき治療や補償を適切に受けることができなくなる。
- (2) 労働災害の再発防止対策を行う機会を失い、今後も同種災害が発生するおそれがある。
- (3) 労働災害の発生状況が正確に把握できず、労働基準監督署が行う労働災害防止対策の遂行が妨げられる。

など、影響が多方面に及ぶ重大悪質な犯罪行為です。



労働基準監督署では、「労災かくし」を行った**関係者**を、労働安全衛生法違反として

書類送検するなど、厳正に対応しています。

労働災害は必ず監督署に報告を！



**「労災がくし」は
犯罪です。**

事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

